

様似町子育て世帯向け宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、様似町子育て世帯向け宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(子育て宅地の位置等)

第2条 条例第3条に定める子育て宅地の位置は、公告をもって定める。

2 前項でいう公告は、様似町公告式条例（昭和25年8月27日条例第10号）第2条第2項で定める方法をもってするほか、様似町ホームページへの掲載等、広く周知が可能な方法をもって行い、子育て宅地の地番、面積その他必要な事項を明記するものとする。

(申込書)

第3条 条例第6条の規定による申込書の提出は、様似町子育て世帯向け宅地の無償貸付及び無償譲渡申込書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住宅建築計画書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書兼同意書（別記第3号様式）
- (3) 申請者及び世帯員全員の住民票
- (4) 納税完納証明書
- (5) 源泉徴収票等、収入及び所得がわかる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会)

第4条 条例第7条第1項に規定する審査委員会は、町長が任命する者をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、審査委員会の会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者をもって充て、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は副委員長がその職務を代理する。
- 4 審査委員会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって審査委員会の意見を決議する。
- 5 審査委員会は非公開とする。

(譲渡等候補者の決定通知)

第5条 町長は、条例第8条第1項の規定により子育て宅地の譲渡等候補者を選定したときは、様似町子育て世帯向け宅地の譲渡等候補者決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(貸付け及び譲渡の契約)

第6条 譲渡等候補者は、様似町子育て世帯向け宅地の無償貸付及び無償譲渡契約書（別記第5号様式）に印鑑証明書を添えて、速やかに子育て宅地の無償譲渡に関する契約を締結しなければならない。

- 2 子育て世帯向け宅地の無償貸付及び無償譲渡の契約締結後に、やむを得ない理由により契約の内容を変更しようとするときは、町長は内容を審査の上、適正と認められるときは、契約の内容を変更することができる。

(無償譲渡の申請)

第7条 条例第12条に規定する申請は、様似町子育て世帯向け宅地の無償譲渡申請書(別記第6号様式)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築確認検査済証の写し
- (2) 家屋の全部事項証明書の写し
- (3) 住民票の謄本

(譲渡の決定)

第8条 町長は、条例第12条第2項の規定により譲渡を決定したときは、様似町子育て世帯向け宅地の無償譲渡決定通知書(別記第7号様式)により、譲渡等契約者に通知するものとする。

2 条例第12条第3項の規定により所有権移転登記が行われた土地は、譲渡の日から10年間、条例に定める禁止事項等について、定期的に状況確認を行うものとする。

(転居の範囲)

第9条 条例第13条第1項第1号に規定する転居とは、病気療養等により長期入院を必要とする等、やむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 主たる住居を、譲渡を受けた土地に建築した住宅から他の住宅に変える場合
- (2) 譲渡を受けた土地に建築した住宅に居住している期間がおおむね年間6月に満たないことが常態化している場合

(違約金の額)

第10条 条例第15条第1項に規定する違約金の額は、無償譲渡した土地の評価額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(不測の事態等の範囲)

第11条 条例第15条第2項に規定する不測の事態等やむを得ない事由とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 死別等により単身での生活が困難な場合
- (2) 介護等が必要となり住宅での生活が困難な場合
- (3) 住宅が自然災害等により被災し、居住できない場合
- (4) その他前3号に類似する特別な事由がある場合

(土地の返還命令)

第12条 町長は、条例第16条に規定する土地の返還を命じるときは、様似町子育て世帯向け宅地返還命令書(別記第8号様式)により土地譲渡者に通知するものとする。

(公租公課等)

第13条 子育て宅地の譲渡に係る公租公課及び契約等に要した経費は、譲受人の負担とする。

(完了報告)

第14条 条例第10条の譲渡等契約者は、同条第1項各号で規定する責務を完了したときは、完了後1箇月以内に完了報告書(別記第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 譲渡契約者及び当該住宅に居住する者の住民票
- (2) 新築した住宅の全部事項証明書の写し
- (3) 新築した住宅の全景写真

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式略